



海外療養費を申請される方へ

海外で負傷した場合や疾病にかかった場合など、やむを得ない理由により海外の医療機関で治療を受けたとき、支払った治療費の保険者負担相当が支給される制度です。

1. 申請に必要なもの



- ❖ マイナ保険証、資格確認書のうちいずれか1つ
- ❖ 受診日時点の世帯主名義の通帳
- ❖ 診療内容明細書【医科・調剤→様式A】※歯科は不要
※日本語でない場合は、翻訳文を添付（翻訳者の住所・氏名を記載）
- ❖ 領収明細書【医科・調剤→様式B】【歯科→様式C】
※日本語でない場合は、翻訳文を添付（翻訳者の住所・氏名を記載）
- ❖ 現地医療機関が発行した領収書（原本）
- ❖ 海外渡航の事実及び渡航期間が確認できる書類
（例：パスポート、出入国在留管理庁が発行する出入国記録、搭乗券、電子航空券、搭乗証明書など）
- ❖ 同意書

2. 注意事項

- ❖ 診療内容明細書及び領収明細書は各月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ証明が必要です。
- ❖ 診療内容明細書、領収明細書が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文の添付が義務付けられています。邦訳には、翻訳者の住所・氏名を記載してください。
- ❖ 支給額は、日本国内で同様の病気やけがをして国民健康保険で治療を受けた場合の額と、実際に要した額とを比較して、少ない方の額から一部負担金を控除した額が支払われます。
- ❖ 日本国内で保険適用となっていない医療行為は給付の対象となりません。
- ❖ 診療目的のために渡航された場合は、海外療養費の対象となりません。

3. 申請時期

- ❖ 原則として、受診者本人の帰国後に申請窓口にて「療養費支給申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。時効は受診日の翌日から2年間です。

4. 申請できる場所

- ❖ 郡山市役所 国民健康保険課（西庁舎1階）※行政センター等では申請できません。



お問合せ先

郡山市国民健康保険課 給付係
電話024-924-2141
（平日9:00～16:30）

（作成日 令和8年10月1日）